

高知市文化プラザ指定管理者募集要項

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定期間	1
3	指定管理者に代行させる業務等の範囲	2
4	指定管理料	2
5	利用料金	3
6	自主事業の実施	3
7	応募資格	4
8	公募及び選定のスケジュール	5
9	募集要項等の配布	5
10	公募説明会及び施設見学	6
11	質問の受付等	6
12	設計図書（建築図面・電気図面・機械図面）及び備品台帳の閲覧	7
13	申請	7
14	選考方法	8
15	選定結果のお知らせ	8
16	指定管理者の指定及び協定の締結	8
17	その他注意事項	8
18	窓口	9

1 対象施設の概要

(1) 名称

高知市文化プラザ（愛称「かるぽーと」）

(2) 所在地

高知市九反田2番1号

(3) 設置目的

高知市文化プラザ（以下、「文化プラザ」という。）は、市民文化の継承と豊かで個性ある文化の創造を目指し、市民による文化・芸術活動及び生涯にわたる学習活動の展開並びに市民文化の振興に資するために平成14年に設置された、文化ホール（大ホール・小ホール。以下「ホール」という。）、市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）、ガレリア、横山隆一記念まんが館（以下「まんが館」という。）、高知市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）、地下駐車場等で構成する複合文化施設である。

(4) 施設概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造，鉄骨造及び鉄筋コンクリート造，地下3階，地上11階

敷地面積 7,201.27㎡

建築面積 6,039.62㎡

延床面積 35,888.86㎡

施設概要 地下3階：駐車場

地下2階：駐車場

地下1階：駐車場，奈落，リハーサル室

地上1階：大ホール舞台，大ホール楽屋，搬入口

地上2階：文化ホール（大ホール，小ホール），小ホール楽屋，第1・2スタジオ，録音室，総合案内，事務室

地上3階：横山隆一記念まんが館入口，ショップ，喫茶店，ガレリア，事務室

地上4階：横山隆一記念まんが館展示室

地上5階：横山隆一記念まんが館展示室，同館収蔵庫，事務室

地上6階：機械室，倉庫

地上7階：市民ギャラリー第1・2・3・4・5展示室

地上8階：高知市立中央公民館ロビー，（公財）高知市文化振興事業団事務室，高知市文化振興課事務室

地上9階：高知市立中央公民館第1・2・3学習室，同館特別学習室，同館第1・2・3和室，同館茶室

地上10階：高知市立中央公民館調理室，同館絵画室，同館工芸室，同館彫塑・陶芸室，同館陶芸窯室

地上11階：高知市立中央公民館大講義室，同館音楽室，同館軽運動室

塔屋：機械室

建物敷地内：北広場，施設南側緑地，西側駐輪場その他

※ その他詳細は、別紙「高知市文化プラザ施設概要書（パンフレット）及び施設平面図」又は高知市文化プラザウェブサイト（<http://www.bunkaplaza.or.jp/index.html>）を参照してください。

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の予定

3 指定管理者に代行させる業務等の範囲

高知市文化プラザ条例（平成 12 年条例第 61 号。以下「文化プラザ条例」という。）第 4 条の 3 及び高知市立公民館条例（昭和 43 年条例第 37 号。以下「公民館条例」という。）第 7 条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）です。詳細は、別紙「高知市文化プラザ指定管理者仕様書」のとおりです。

なお、文化プラザの建物には、公益財団法人高知市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が運営する中央公民館及びまんが館が設置されていますが、これらの施設は、電気、機械、水道などの設備を共用しており、設備の管理やメンテナンス及び清掃や警備などについては、指定管理者が管理を行います。

<参考 高知市文化プラザ条例（平成 12 年条例第 61 号）を抜粋>

（指定管理者が行う業務）

第 4 条の 3 前条第 1 項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化プラザの施設又は設備の使用の許可に関する業務
- (2) 文化プラザの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例第 1 条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

<参考 高知市立公民館条例(昭和 43 年条例第 37 号)を抜粋>

（指定管理者が行う業務）

第 7 条 前条第 1 項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 2 条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

- ① 文化プラザ（中央公民館及びまんが館を除く。）の施設及び設備の使用の許可に関する業務
- ② 文化プラザ（中央公民館及びまんが館を含む。）の維持管理に関する業務
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務
- ④ 留意事項

3 階喫茶店の運営に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務及び高知市が設置する自動販売機設置に関する事務は高知市が行うため、指定管理業務には含まれません。ただし、目的外使用及び高知市が設置する自動販売機の稼動に係る光熱水費の徴収等は、指定管理者が行うものとします。

4 指定管理料

(1) 指定管理料

上記に定める指定期間における指定管理業務に係る費用の参考価格は 1,116,293 千円（消費税及び地方消費税、事業所税その他一切の経費を含む。）です。なお、提案された指定管理料がこの参考価格を上回っている場合は、指定候補者として決定しない場合があります。

指定管理料の提案額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を現行税率（10%）で計算してください。

なお、参考価格の積算に当たって、次の考え方を採用しております。

①電気代及び都市ガス代

- ア 電気代 : 四国電力株式会社の公表単価、燃料費調整額 2.44 円
(令和 4 年 5 月現在公表)

イ 都市ガス代：四国ガス株式会社の公表単価，単位料金調整額 5.11 円
(令和 4 年 5 月現在公表)

②電気使用量

令和 4 年度の長寿命化工事により電灯が LED 化されており，電気使用量自体は実績値と比較して減少を見込んでいます。

③利用料金収入

新型コロナウイルス感染拡大以前の収入を見込んでいます。

各年度の指定管理料は，予算案の議決を経て決定するものであり，提案される指定管理料は，候補者を選考する上での参考資料として使用するものです。各年度の指定管理料を保証するものではありません。

また，指定管理期間中に高知市が条例に定める使用料を改定した場合は，高知市の承認を得た上で，使用料を変更できるものとします。

(2) 指定管理料の支払

各年度の指定管理料は，年度ごとに協定を締結し，当該協定で定める方法により支払います。

(3) 指定管理料の不精算

指定管理業務を高知市が示した業務基準どおりに確実に実施するなかで，利用料金収入や経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については，原則として精算による返還を求めません。

なお，当該余剰金が指定管理料，利用料金による収入，管理業務の実施状況又は管理業務に係る決算の状況及び高知市による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は，高知市との協議により，当該剰余金のうち高知市に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができます。

また，利用料金相当額に対して実際の利用料金等が減少した場合でも，原則として指定管理料による補填は行いません。ただし，高知市の指示等により管理運営業務に変更があったとき又は自然災害等の不可抗力発生により経費が増加した場合については，この限りではありません。

(4) 指定管理者の収入（指定管理料を除く。）として見込まれるもの

- ① ホール，リハーサル室，スタジオ，ギャラリー，ガレリア等の利用料金
- ② 駐車場料金
- ③ ショップの売り上げ
- ④ 喫茶店，自動販売機等の光熱水費
- ⑤ 公衆電話料金
- ⑥ 複写機・ファックス利用料金等（2階事務室）
- ⑦ 自主事業収入

5 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は，利用料金を文化プラザ条例第 4 条の 7 第 3 項の規定により高知市の承認を得て，文化プラザ条例に定める範囲内で自らの責任において決定し，同条第 1 項の規定により自らの収入として収受します。

(2) 利用料金の減免

文化プラザ条例第 4 条の 7 第 4 項において準用する文化プラザ条例第 10 条の規定に基づき利用料金を減額し，又は免除する場合は，高知市文化プラザ条例施行規則（平成 12 年規則第 94 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定によるものとします。

6 自主事業の実施

文化プラザ条例第 4 条の 3 第 3 号の規定に基づき自主的に事業を行い，料金を定める場合は，高

知市の承認を得て、自らの責任において決定し、自らの収入として収受します。

7 応募資格

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に文化プラザを管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）であり、個人でないこと。法人格の有無は問いません。
- (2) 高知市に本社、本店、支社又は営業所等を設置していること。なお、応募現在、支社又は営業所等を有していない団体等であっても、当該施設の指定管理期間の始期までに設置できる団体等であれば応募可能とします。
※注1 「支社又は営業所等」とは、協定締結権限等一定の代理権を付与されている従業員が配置されたものをいいます。
※注2 共同企業体による応募の場合は、応募現在、構成団体のうち2分の1以上の団体等の本社、本店、支社又は営業所等が本市に設置されていること。
- (3) 次のいずれかに該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。また、協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第96号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札等の参加を制限されている団体等
 - ② 高知市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
 - ③ 高知市から指定管理者の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない団体等
 - ④ 税（国税（法人税及び消費税）、高知県税及び高知市税（高知市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の税））を滞納している団体等
 - ⑤ 法人以外の団体にあつては、団体等の代表者が、税を滞納している団体等
 - ⑥ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
 - ⑦ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
 - ⑧ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。⑨において同じ。）がなされた団体等
 - ⑨ 会社更生又は民事再生の手續について申立てがなされ、この手續が終了していない団体等
 - ⑩ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
 - ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
 - ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
 - ⑬ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体等
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 高知市議会議員及び高知市長
 - ⑭ 公募説明会及び施設見学に参加しなかった団体等
- (4) 施設の管理に当たって資格、免許が必要な場合は、その資格等を有することとしてください。なお、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許等を有していることとしてください。
- (5) 共同企業体を結成して申請を行う場合は、次の事項に留意して申請してください。
 - ① 共同企業体の構成団体は、7(1)から(3)までを満たすこととし、(4)については、いずれかの団体が満たすこと
 - ② 申請の際には、共同企業体の名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該共同企業体の構成団体として扱うこととし、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

- ③ 共同企業体の構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。
- ④ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となること、又は単独で申請を行うことはできない。

8 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおりです。

- ① 募集要項の配布期間 令和4年7月22日（金）～8月6日（土）
- ② 公募説明会及び施設見学 令和4年8月10日（水）
- ③ 質問書提出期間 令和4年8月16日（火）～8月27日（土）
- ④ 設計図書及び備品台帳の閲覧 令和4年8月16日（火）～8月27日（土）
- ⑤ 質問に対する回答 令和4年9月6日（火）
- ⑥ 提案書の受付期間 令和4年9月9日（金）～9月22日（木）
- ⑦ 書類審査 令和4年9月24日（土）～10月上旬
- ⑧ 審査委員会の選考 令和4年10月上旬～10月下旬（予定）
- ⑨ 選定結果の通知 令和4年11月中旬～11月下旬（予定）
- ⑩ 議会提案 令和4年12月上旬
- ⑪ 指定管理者の指定 令和4年12月定例市議会議決後
- ⑫ 業務の詳細について協議 令和5年1月初旬～

※ 審査委員会は、提案者の採点を行うのが主な役割です。市は、審査委員会の結果を踏まえ、指定候補者（指定管理者として指定すべく市議会に提案する団体等）を決定します。

9 募集要項等の配布

(1) 配布方法

窓口にて配布します。直接窓口に来所することが難しい場合は、高知市ホームページからダウンロードしてください。

- ① 配布期間 令和4年7月22日（金）～8月6日（土）
ただし、窓口での配布は、日曜日、月曜日を除きます。
※ 郵送による配布は行いません。
- ② 窓口配布時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ③ 配布場所 高知市総務部文化振興課
〒781-9529
高知市九反田2番1号 高知市文化プラザ 8階
電話番号 088-821-9215
FAX番号 088-821-9217
高知市ホームページアドレス
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/79/>
(高知市トップページ→組織一覧→文化振興課)

(2) 配布資料

- ① 募集要項
- ② 施設概要書（パンフレット）及び施設平面図
- ③ 高知市文化プラザ指定管理者仕様書
- ④ 高知市文化プラザ業務基準
- ⑤ 高知市文化プラザ業務に関する参考資料
- ⑥ 利用状況等実績資料
- ⑦ 高知市文化プラザ管理運営に関する基本協定書（案）及び年度協定書（案）
- ⑧ リスク分担表

- ⑨ 選定基準書
- ⑩ 文化プラザ条例，規則，高知市文化プラザの附属設備の使用料に関する規則（平成14年規則第15号），公民館条例，同条例施行規則（令和3年規則第39号），高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号），同条例施行規則（平成17年規則第126号）
- ⑪ 公募説明会及び施設見学参加申込書（様式ア）
- ⑫ 質問書（様式イ）
- ⑬ 申請辞退届出書（様式ウ）
- ⑭ 指定管理者指定申請書（様式1）
- ⑮ 団体の概要書（様式2）
- ⑯ 事業計画書（様式3）
- ⑰ 収支予算書（様式4-1，4-2）
- ⑱ 情報非公開希望申立書（様式5）
- ⑲ 共同企業体結成届出書（様式6-1）
- ⑳ 委任状（様式6-2）
- ㉑ 委任状（営業所へ委任する場合）
- ㉒ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式7）

10 公募説明会及び施設見学

応募方法，提案書類，指定管理業務，現場の状況等について説明会を開催します。（出席は必須としますので，必ず参加してください。）

- (1) 日 時 令和4年8月10日（水）午前10時～12時（予定）
- (2) 場 所 高知市文化プラザ11階大講義室
- (3) その他
 - ① 参加人数は，1団体2名までとします。共同企業体を結成して申請する場合は，構成団体ごとに2名まで参加可能です。
 - ② 公募説明会及び施設見学参加申込書（様式ア）により電子メール又は直接申し込みください。連絡のない場合は，説明会への参加を断る場合があります。
 申込期間 令和4年7月26日（火）～8月6日（土）午後5時
 ただし，窓口での受付は，日曜日，月曜日を除きます。
 受付時間 午前9時～12時，午後1時～5時
 宛 先 高知市総務部文化振興課
 E-mail : kc-051900@city.kochi.lg.jp
 - ③ 長寿命化工事中のため，施設内の照明が点灯しない箇所が多くあります。手持ちの懐中電灯などの御持参をお願いします。

11 質問の受付等

- (1) 受付期間 令和4年8月16日（火）～8月27日（土）
 ただし，窓口での受付は，日曜日，月曜日を除きます。
- (2) 受付時間 午前9時～12時，午後1時～5時
- (3) 受付場所 高知市総務部文化振興課
- (4) 提出書類 質問書（様式イ）によること。
- (5) 提出方法 窓口へ持参又は電子メールにより行ってください。
 電話及び口頭による質疑は受け付けません。
- (6) その他 受け付けた全ての質問の内容及びその回答は，ホームページで公表します。

12 設計図書（建築図面・電気図面・機械図面）及び備品台帳の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和4年8月16日（火）～8月27日（土）
ただし、窓口での受付は、日曜日、月曜日を除きます。
- (2) 閲覧場所 高知市文化プラザ8階
- (3) 閲覧申込 事前に電話又は電子メールにより直接申し込んでください。
申込期間 令和4年8月12日（金）～8月23日（火）午後5時まで
ただし、電話での受付は、日曜日、月曜日を除きます。
受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時
宛 先 高知市総務部文化振興課
E-mail : kc-051900@city.kochi.lg.jp

13 申請

- (1) 提出期限 令和4年9月9日（金）～9月22日（木）
ただし、窓口での受付は、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (2) 受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時
- (3) 受付場所 高知市総務部文化振興課
- (4) 提出方法 窓口へ持参してください。（郵送による提出は認めません。）
- (5) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類を提出してください。提出書類は、A4サイズとしてください。
なお、共同企業体を結成して申請する場合は、下記②及び⑤から⑧までについては、構成団体ごとに提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 団体の概要書（様式2）
- ③ 事業計画書（様式3）

※ 別途、事業計画書の概要版を作成し、提出してください。様式は任意のもので構いませんが、A4版片面2ページ以内とします。なお、事業計画書の概要版は、原則として公表しますので、記載内容にご留意ください。

- ④ 収支予算書（様式4-1、4-2）
- ⑤ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑥ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
法人以外の団体にあっては、代表者の身分を証する書類、会則、構成員名簿等
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類〔未納のないことの証明。国税（税目は、法人税と消費税）・高知県税・高知市税（高知市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の証明）〕
- ⑧ 貸借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要がわかる書類
- ⑨ 情報非公開希望申立書（様式5）
- ⑩ 共同企業体による申請に係る書類

ア 共同企業体結成に係る協定書（写し）

協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、高知市からの指定管理料の分担受領額、構成員が債務不履行の場合の対応などを必ず明らかにしてください。

イ 共同企業体結成届出書（様式6-1）

ウ 委任状（様式6-2）

共同企業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出してください。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名、当該申請に関する担当者名及び所在地連絡先を明記し、各団体の代表者印を押印してください。

- ⑪ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式7）

⑫ その他必要な書類

- (6) 提出部数 申請書は、正本を1部、副本を15部の合計16部提出してください。
- (7) 注意事項 登記事項証明書、納税証明書等は、令和4年8月1日以降に発行されたものに限ります。また、貸借対照表、収支決算書等は提出日現在の属する事業年度の直近3年間分を提出してください。

14 選考方法

(1) 書類審査

提出された申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を行います。なお、必要に応じヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合は、別途連絡します。

(2) 指定管理者審査委員会による選考

提出書類の審査及びプレゼンテーションにより指定管理者審査委員会が選考し、指定候補者を選定します。なお、選定基準は、別に定める選定基準書のとおりです。

(3) 最低基準点

各審査委員の採点を合計し、総得点が配点合計の6割を超えない場合は、指定候補者として選定しません。

(4) 指定候補者の決定

上記最低基準点を超える者で、合計得点が最も高いものを指定候補者とし、次に高いものを予備指定候補者とします。

なお、審査の合計得点が同点の場合は、提案された指定管理料の額が安価な者を高い順位とします。

また、提案された指定管理料の額も同額の場合は、くじにより決定します。

(5) 予備指定候補者の繰上げ

指定候補者が業務を実施できない見込みとなった場合は、次の順位の予備指定候補者を繰り上げることとします。

15 選定結果のお知らせ

選定結果は、令和4年11月中旬～下旬（予定）に、申請者全員に対して、文書で通知します。

16 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行われます。指定管理者として指定された場合、実際の管理に当たっては、市と指定管理者は内容等について協定を締結します。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定です。

基本協定と年度協定の内容は、配布資料⑦ 高知市文化プラザ管理運営に関する基本協定書（案）及び年度協定書（案）を参照してください。

なお、指定管理者が法人等の共同企業体である場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出してください。

17 その他注意事項

(1) 共同企業体による申請

共同企業体を結成して申請を行う場合は、申請に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行ってください。また、高知市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなします。

(2) 審査委員との接触の禁止

提案者及びその関係者は、本募集要項の公表から指定管理の始期までの間、高知市指定管理者審査委員会委員と本件選考についての接触を禁じます。

(3) 重複提案等の禁止

一の団体等が本件に関し、複数の提案をすることはできません。また、一の団体等が、本件に関し、複数の共同企業体に加わることもできないこととします。

(4) 提案に関する費用負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担となります。

(5) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとします。

(6) 提案書の取扱い

高知市が受理した提案書は、理由のいかんに関わらず返却しません。

(7) 申請書の変更

高知市が受理した提案書は、追加、差替え等の変更は認めません。

(8) 提案辞退

提案者が提案を辞退するときは、必ず、窓口に申請辞退届出書（様式ウ）を提出してください。

(9) 指定管理者の辞退

議会の議決により、指定候補者が指定管理者として指定された日以降に辞退することは、理由のいかんに関わらず認めません。万一、辞退した場合、高知市が被った損害について賠償しなければなりません。

(10) リスクの分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとします。

(11) 指定管理者の準備

指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を、自らの費用負担により行うこととします。

(12) 提案書等の公開

提案書等は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとなります。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とできる場合があります。

提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分については、「情報非公開希望申立書（様式5）」により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示してください。非公開を希望する部分がない場合でも「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出してください。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もあります。

18 窓口

高知市総務部文化振興課

〒781-9529 高知市九反田2番1号 高知市文化プラザ 8階

TEL : 088-821-9215

FAX : 088-821-9217

E-Mail : kc-051900@city.kochi.lg.jp

担当 : 鶴見・宮崎